

議案第13号

知事の権限に属する事務の一部の補助執行に関し協議のあった次のことについて同意するものとする。

令和8年3月25日提出

愛媛県教育委員会教育長 高岡哲也

教育委員会事務局職員に補助執行させることとする事務
公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）第3条第2号に規定する行政庁（知事）が行う事務で、次に掲げる公益信託に係るものの全部

- (1) 既に教育委員会において所管している公益信託で、当該公益信託に対する指導・監督に関する情報を教育委員会のみが保有しているもの
- (2) 県の執行機関の執行する事務のうち教育委員会の事務に最も関連のある事務を主として実施する公益信託

議案説明

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定に基づき、知事の権限に属する事務の一部を教育委員会事務局職員に補助執行させることについて協議があり、適当と認められるので、これに同意しようとするものである。

7 私第 746 号
令和 8 年 3 月 6 日

愛媛県教育委員会 様

愛媛県知事 中村 時広

知事の権限に属する事務の一部の補助執行について（協議）

知事の権限に属する事務のうち、次の事務を教育委員会事務局職員に補助執行させたいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条の 2 の規定に基づき協議します。

記

1 補助執行とする事務

公益信託に関する法律（令和 6 年法律第 30 号）第 3 条第 2 号に規定する行政庁（知事）が行う事務で、次に掲げる公益信託に係るものの全部

- (1) 既に教育委員会において所管している公益信託で、当該公益信託に対する指導・監督に関する情報を教育委員会のみが保有しているもの
- (2) 県の執行機関の執行する事務のうち教育委員会の事務に最も関連のある事務を主として実施する公益信託

2 補助執行させる職員

教育委員会事務局職員

3 事務の処理

補助執行させる事務の処理については、知事の定める規則その他諸規程通知に従うものとする。

4 補助執行の対象とする信託

- (1) 現在許可を受けている公益信託
- (2) 今後認可を受ける公益信託

別紙のとおり

県の執行機関の執行する事務のうち教育委員会の事務に最も関連のある事務を主として実施する公益信託について、その都度協議する。

5 補助執行の時期

令和 8 年 4 月 1 日から



(別紙)

公益信託一覧

教育委員会

	区分	名称	担当課	引受年月日	主な事業
1	公益信託	松山青年会議所交通遺児等育英基金	教育総務課 施設厚生室	S56.12.28	育英奨学
2	公益信託	松山道後ライオンズクラブ生涯学習 文化振興基金	社会教育課	H1.3.24	芸術・文化振興・国際交流
3	公益信託	池田育英会トラスト	教育総務課 施設厚生室	H13.3.14	育英奨学
4	公益信託	山内順子奨学基金	教育総務課 施設厚生室	R2.3.25	育英奨学